



生食発1015第2号
30消安第3549号
30水漁第845号
平成30年10月15日

各〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区長〕宛

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

農林水産省消費・安全局長

水 産 庁 長 官

「対EU輸出水産食品の取扱いについて」の一部改正について

EU向けに輸出される水産食品の取扱いについては、「対EU輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年6月4日付け食安発第0603001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、21消安第2148号農林水産省消費・安全局長通知、21水漁第175号水産庁長官通知)中の別紙「対EU輸出水産食品の取扱要領」(以下「取扱要領」という。)に基づき取り扱っているところです。

今般、平成30年3月に実施されたEU衛生当局による監査の結果を受け、取扱要領を別添新旧対照表のとおり改正しましたので、御了知いただくとともに、貴管内関係者への周知について、よろしく申し上げます。

特に冷凍船へのHACCPシステムの導入につきましましては特段の御協力を賜りたく、よろしく申し上げます。

(参考)

EU衛生当局による監査報告書(監査番号:2018-6389)
http://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit_reports/details.cfm?rep_inspaction_ref=2018-6389